

【視覚障害者福祉センター】 デジタル録音用特装パソコン等の賃貸借にかかる質問及び回答について

番号	題名	質問内容	回答
1	賃貸借期間満了後の措置について	賃貸借期間満了後の措置について、機器のデータ消去は機器等を撤去後、受注者指定場所での消去で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	納期について	受注者の責と考えにくい事象（感染症、戦争、急な半導体不足等の社会情勢等）にて納入期限に間に合わない場合、受注者に損害賠償や指名停止なく賃貸借期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	個別具体的に、事象と遅延の因果関係を検証しなければ判断できるものではありません。災害等の内容や規模を総合的に判じ、受注者の責に帰すべきでないと思われる場合に協議を行います。
3	賃貸借期間満了後の機器撤去について	賃貸借期間満了後の機器撤去について、エレベーター、台車の使用は可能でしょうか。台車の使用が認められる場合、段差等がありますでしょうか。	可能です。特に大きな段差はありません。
4	契約保証金について	契約保証金は契約履行実績証明書を提出し、入札参加許可を頂ければ免除となる認識でよろしいでしょうか。	公告 第 7 その他 2 及び 入札説明書 4 競争入札参加資格確認審査（2）オの（※）書き、 7 契約保証金 の各項目に記載のとおりです。
5	動産総合保険について	動産総合保険は期間の経過とともに保険額が逡減する一般的（地震、津波、噴火は対象外）なもので宜しいでしょうか。	デジタル録音用特装パソコン等の賃貸借契約書(案)第 8 条において付保を受注者の義務としていますが、条件や内容等について指定しているものではありませんので、受注者でご判断ください。